

第2回熊野町子ども・子育て会議

(第1回次世代育成対策推進協議会)

日時 平成26年8月22日(金)19時~
場所 熊野町役場3階 会議室

次 第

1 開会

2 議事

熊野町次世代育成支援行動計画(後期行動計画)の平成25年度の進捗状況及び平成26年度の主な取組みについて<資料1・2>

ニーズ調査結果(修正版)について<資料3・4>

熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例案などについて<資料5・6>

子ども・子育て支援事業計画骨子案について<資料7>

3 その他

4 閉会

【配布資料】

(頁)

資料1	熊野町次世代育成支援行動計画(後期行動計画)の平成25年度の進捗状況	T2
資料2	平成26年度の主な取組み	T12
資料3	推計結果のまとめ(修正版)	T13
資料4	子ども子育て自由意見について	別冊
資料5	子ども・子育て支援新制度と条例制定について	T14
資料6	基準案集	T16
資料7	子ども・子育て支援事業計画骨子案について	T22
参考資料1	子ども・子育て支援新制度「なるほどBOOK」(国資料)	別冊

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第1節 「子育てによるこびが持てる家庭づくり」

(中分類)	(小分類)	計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画の方向性(H22～H26) 方針	後期計画中の取組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標
				拡充	継続	終了			H25実績	達成度	
子育て意識の啓発と次世代の親育て	広報媒体等による意識啓発の推進	・町広報、各種広報媒体により啓発を推進する ・講演会等を企画し、子育ての意識を醸成を図る	民生課 健康課				今後も子育てをテーマとした講演会や講座を企画し、家族だけでなく地域で子育てをサポートする人たちにむけても啓発していく。	子育て講演会（子育てなるほど講座） ファミサポ講演会 親子のリフレッシュ講座	59組 47人 母30人、子36人	-	
	子育て家庭に対するあらゆる機会を活用した意識啓発の推進	・母子保健事業の機会をとらえて啓発を推進する	健康課 生涯学習課				今後も子育てをテーマとした講演会や講座を企画し、家族だけでなく地域で子育てをサポートする人たちにむけても啓発していく。	こんにちは赤ちゃん訪問、妊婦・両親学級等にて母子保健事業の説明と父親の育児参加の啓発 【東公】 おんがくくらぶおともだち（リトミック）年間11回開催 【西公】 ・年間18回 就学前幼児親子を対象とした音楽を取り入れた表現活動リトミック教室を実施。 ・年間20回 乳幼児親子対象絵本の読み聞かせ事業「めだかつこあつまれ」の実施。 ・年間12回 本の読み聞かせ事業「読書の広場」を実施。 【町公】 なかよしリトミック（年10回） ベビーマッサージ 【図書館】 ・0～3歳児対象おはなし会 ・幼児～小学生対象おはなし会	こんにちは赤ちゃん訪問160件 母親学級（妊婦延39人）両親学級（妊婦延22人） ベビーマッサージ（11回） 延べ数：75組、148人 【東公】 おんがくくらぶおともだちリトミック延べ222名参加。 【西公】 ・就学前幼児親子を対象とした音楽を取り入れた表現活動リトミック教室を実施（年17回）。 ・乳幼児親子対象絵本の読み聞かせ事業「めだかつこあつまれ」の実施（年19回）。 ・本の読み聞かせ事業「読書の広場」を実施（年12回）。 【町公】 ・なかよしリトミック（年10回 延べ参加者345人） ・ベビーマッサージ（参加者8組16人） 【図書館】 ・0～3歳児対象おはなし会 年間9回 延べ146人 ・幼児～小学生対象おはなし会 年間23回 延べ307人	-	・就学前調査減らす
	ブックスタート事業の充実	・絵本の読み聞かせを介して乳児と保護者が向き合うことを積極的に支援する	民生課 健康課 生涯学習課				保健師の参加が出来ない場合は、参加なしという方向で子育て支援センターの直営にする。	ブックスタート事業実施 ・実施回数 12回 対象者167人 延べ参加者147人 ・母子保健事業・子育て支援センターの情報提供 ・図書館だより配布 ・図書館利用啓発 ・母子保健事業活動の啓発、子育て情報提供。	配布率：88%		配布率100%
	乳幼児とふれあう機会の確保	・保育所(園)・幼稚園との交流授業の計画実施	小・中学校				年1回の保育実習を今後も継続する。	中学生3年生による保育実習の実施	実施回数 1回		・実施回数 1回
男女共同参画の推進	男女共同参画社会の形成に向けた計画的な施策の推進	・男女共同参画プランの策定	生涯学習課				女性も男性も性別に係わりなく個人の能力を発揮できる街づくりをめざす。	男女共同参画プランを改定し、概要版を町内全戸へ配布し、プランの目標を周知	男女共同参画プラン改定概要版全戸配布8,738世帯		平成24年度見直し
	乳幼児期からの男女共同参画に関する学習の推進	・保育所(園)や幼稚園における男女平等教育の推進 ・家庭における男女平等教育の推進	保育所(園) 幼稚園 生涯学習課					・人権の花運動 参加者208人	・未実施	-	
	学校教育における男女共生の意識醸成と環境整備	・学校生活における慣行の見直し ・生徒会活動などにおける男女の固定的役割分担意識の変革指導 ・教職員の研修促進	小・中学校				小学校・中学校の家庭科授業、道徳での指導を継続する	・道徳や家庭科授業の中で、家庭内の役割、仕事分担、地域との関わり等、男女共生の考え方を指導	-	-	
	高齢期における男女共生の意識醸成と環境整備	高齢者に比較的強く残っている性別役割分担意識が家事、育児、介護等に大きな影響力を持つことから ・各種広報媒体を通じた啓発推進 ・社会活動、行事などを通じた啓発推進 ・家庭の介護環境の改善 ・男女が平等に社会参加できる機会の提供	生涯学習課 福祉課 健康課 社会福祉協議会				町広報記事掲載や孫育て講座、各健康教室等を機会に男女共同の重要性について啓発することができた。 ミニデイホーム事業 事業内容を工夫し、男性の参加率の向上ができるよう支援する。	・認知症サポーター養成講座開催（東中学校、事業所にて実施） ・ミニ・デイホーム21会場実施（引き続き、新たなミニ・デイホーム開催に向け、地域と連携をとる） 【西公】 ・ジャンボ衣笠落語講演会実施	・認知症サポーター養成講座 開催回数 9回 参加人数 232人 ・新規1会場ミニ・デイホームを実施(全21会場) 開催日数：748日 参加者：12,182名 平均参加者：16名 【西公】 ・ジャンボ衣笠落語講演会実施（1月27日121人）	-	-
地域社会における男女共同参画の促進	福祉コミュニティ活動における男女共同参画の推進	福祉課 健康課 社会福祉協議会				町広報記事掲載や孫育て講座、各健康教室等を機会に男女共同の重要性について啓発することができた。	未実施	-	-	-	

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第2節 「健やかに生み、育てるための環境づくり」

取り組み		計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			方針	後期計画中の取組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標
(中分類)	(小分類)			拡充	継続	終了			H25実績	達成度	
母子保健医療体制の充実	妊婦相談・両親学級などの健康教室の充実と参加しやすい環境づくり	・ニーズに沿った事業改善による参加者拡大 ・参加者拡大のための有効な方策の検討と実施	健康課				・健康教室や母子健康手帳交付時などを利用し妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及を行う。子育ての仲間づくりの場としてニーズにあった内容・環境づくりをする。	・日曜日に両親学級を開催（年3回） ・対象者を夫婦のみに限定せずに祖父母等も含め参加しやすい環境をすすめている。	両親学級（夫述22人、祖父母延2人） 妊婦喫煙率 7.4% 妊婦飲酒率 2.4%		
	妊産婦・乳幼児の訪問指導の推進	・育児不安の軽減を図るため乳幼児全戸訪問の実施	健康課				・積極的に家庭訪問を実施し、訪問できない場合でも電話や育児相談などの機会を用いて産後の生活、育児方法についてアドバイスを行い対象者の不安軽減をいく。	・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施（実施率98.1%）	—	—	・喫煙率 0%
	乳幼児健診の充実、強化	・データ・管理体制等の強化による健診精度の向上 ・受診勧奨の強化	健康課				・今後も幼稚園や保育所等機関と連携し受診勧奨をすすめる。 ・スタッフ研修やデータ管理体制の充実により健診精度の向上を図る。 ・健診会場を工夫し受けやすい環境を整えていく。	・乳幼児健診継続実施（年9回）	・乳児健診 99.3% ・1歳6か月児健診 91.6% ・3歳児健診 91.6%		・乳児健診 100% ・1歳6ヶ月児健診 100% ・3歳児健診 100%
	要事後指導児へのフォロー体制の充実	・継続したフォロー体制の充実	健康課				・関係機関と連携をとりながらフォローが必要とされた児に対して、フォロー教室や家庭訪問により継続してフォローしていく。	・フォローが必要な乳幼児に対し、電話連絡や家庭訪問等で実施。 ・健診フォロー教室「あそびの教室」を実施。（年8回） ・育児相談への心理職の配置。（年4回）	—	—	
	かかりつけ医の推進	・出産前小児保健指導の調査・研究 ・医療情報提供体制等の充実	健康課				・あらゆる母子保健事業でかかりつけ医をもつ重要性を機会があることに周知していく。	未実施	—	—	・就学前調査 90% ・小学生調査 90%
	夜間・休日等救急医療体制の周知	・母子健康手帳や広報媒体を活用した救急医療体制の周知	健康課				・広報やホームページを媒体に夜間・休日等救急医療体制の周知をおこなっていく。	・継続実施	—	—	
子どもの健康づくりと疾病予防の充実	歯の健康づくりの推進	・妊娠期から学童期における継続的な歯科保健体制の整備	健康課 民生課 小・中学校 学校教育課				・妊娠期・乳幼児期における歯科検診や幼児教室でむし歯予防、フッ素塗布・洗口、仕上げ磨きの重要性について周知していく。 ・月に一度全児童にいりこ給食実施 ・全小学校にて歯みがき指導実施	・妊婦教室での歯科検診、歯科指導実施。 ・モグモグ歯ッピー教室実施（年4回） ・幼児健診でむし歯予防、ブラッシング指導、フッ素塗布の勧奨などを実施。 ・母子健康手帳交付時に歯科検診を受診勧奨。 ・小・中学校での歯科検診、歯磨き指導の実施	う歯保有率 ・1.6歳児 1.8% （1人あたり0.042本） ・3歳児 4.6% （1人あたり0.64本）		う歯保有（1人あたり） ・1.6歳 0% ・3歳 10%
	食育の推進	・子どもの成長に合わせた食生活のあり方について親子が学習・体験できる場の提供	健康課 小・中学校 学校教育課 生涯学習課				・今後も食についての情報提供を行い食生活への関心を高め、食のリズムや家族で楽しく食事を摂取することの大切さを啓発する。 ・保健体育、家庭科での指導 ・給食試食会、1日入学時に保護者に食育について講話 ・夏休み親子料理教室実施 ・食育朝礼の継続実施	・第10回健康まつり実施 ・食育連絡会の実施（年2回） ・健康課主催親子クッキング教室実施（年1回） ・乳幼児健診で幼児食、個食、おやつを取り方などを指導。 ・各施設・各園・各学校での食育活動の紹介 【西公】 ・親子クッキング教室実施（年1回） 【町公】 ・親子クッキング教室実施（年1回）	【西公】 ・親子クッキング教室実施（年1回親子5組） 【町公】 ・親子クッキング教室実施（5組13人参加）		開催回数8回 開催か所数4か所
							・今後も食についての情報提供を行い食生活への関心を高め、食のリズムや家族で楽しく食事を摂取することの大切さを啓発する。 公民館での子ども料理教室を実施	・町内小学校において給食時間における指導 ・町内小学校において食育朝会の実施 ・町内小学校において学級園等での野菜づくり ・町内小学校（5年生）において米作り体験	・小学校5年生 91.7% ・中学校2年生 87.4%	・就学前調査 100% ・小学生調査 100%	

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表											
(中分類)	(小分類)	計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画中の取組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標	
				拡充	継続	終了		方針	H25実績		達成度
子どもの健康づくりと疾病予防の充実	スポーツ少年団等の組織の育成	・筆の里スポーツクラブ等の各種スポーツ組織の自立をめざした育成・強化	生涯学習課				スポーツ教室の開催	・スポーツ少年団の育成	入団率23.1%	入団率30%	
	子どもの「心の健康づくり」の推進	・心の健康づくりの重要性についての意識啓発の推進 ・スクールカウンセラーや教育相談室等の周知強化 ・eメール等を利用した相談体制の整備	学校教育課 小・中学校				・町に青少年教育相談員を常設し、相談を受け付ける。 ・両中学校にスクールカウンセラーを配置する。	中学校2校、小学校1校へのスクールカウンセラーを配置。中学校2校へ生徒指導相談員、家庭教育支援アドバイザーを配置し、さまざまな相談活動を展開した。	中学校2校、小学校1校へ配置	—	
	保育所(園)・幼稚園、学校における定期健康診断の事後措置の強化	・適切な予防措置、治療の指示、保健指導の推進 ・追跡調査、管理体制の強化	保育所(園)幼稚園 学校教育課 小・中学校				・保健体育科での指導 ・毎月1回全児童にいりこ給食実施 ・中学1年生に骨密度測定を実施し、牛乳摂取の意欲を高める。	・小・中学校での生活習慣病健診の実施 ・小・中学校での定期健康診断結果の通知及び治療勧告 ・「いりこ」給食の継続実施。	—	—	
	計画的な健康づくり運動の展開	・全町民を対象とした計画的な健康づくり	健康課				・子ども・保護者を含め町民全員が計画的に健康づくりに取り組み、また健康づくりを社会的に支援できるように努める。	・健康増進計画(後期計画)の推進	子どもの頃からの生活習慣病予防対策として出前健康教育を実施(幼稚園2回 保育園2回 学校2回)	平成22年度見直し	
	予防接種の推進	・予防接種に対する正しい知識を習得し、安心して接種できる体制を整備する	健康課				・医療機関・学校等の関係機関と連携をとりながら予防接種率向上に努める。 ・町広報やホームページ等を通して予防接種の必要性や受け方についての周知する。	・未接種者への勧奨通知 ・定期予防接種の勧奨(小児肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン・子宮頸がんワクチン) 平成25年6月より子宮頸がんワクチンの積極的な接種勧奨の差し控え	予防接種法に基づき予防接種を実施し感染症の発生・蔓延を防止し、併せて感染症に対する正しい知識を普及啓発した。平成25年度から定期接種として小児肺炎球菌ワクチン(延689人)、ヒブワクチン(延717人)、子宮頸がんワクチン(延90人)の実施。	—	
障害児への療育支援	地域療育体制の整備	・各地域における身近な相談窓口の整備 ・障害者(児)ケアマネジャーの養成 ・障害児の保護者のサークル活動の支援 ・地域福祉活動の推進、支援	健康課				・スマイルキッズやあそびの教室を機会にして障害児をもつ家族への支援を今後も継続実施していく。	・地域小児川北リハビリテーション事業「スマイルキッズ。」実施(年11回) ・季節の行事や介護者の健康教室を通し、障害を持つ家族の情報交換や交流を行う。ケース対応にもつながっている。 参加者 実人数 82人 延べ人数115人	—	—	
			福祉課				・地域での療育を推進するため、各地域健康センター等、より身近な場所での相談体制を整備するとともに、障害者(児)ケアマネジャーの養成を進め、障害児一人ひとりのニーズに応じた情報提供・相談助言を行う。 ・保育、教育、保健、医療、福祉など各関係機関の連携による障害児それぞれの成長段階に応じた総合的な療育ケア機能の整備を推進します。 ・サポートファイルの記入について、保護者に助言し、活用しやすい環境を整えるよう努めます。	・障害者相談支援員を配置 ・障害児相談支援事業所開設支援 ・「くまの親の会ひまわり」への補助金交付(継続実施)	・H26.4.1付けで社協が、障害児相談支援事業所を開設 ・「くまの親の会ひまわり」への補助金22千円交付	—	
	障害児在宅福祉施策の推進	・各種サービスの提供体制の整備	福祉課				・障害児本人及びその家族の日常生活を支援するため、各種サービスが必要な時に身近な地域で利用できるよう、総合的・効果的・効率的な提供体制を整備する。	・身体・知的障害者相談員の設置(継続) ・熊野町地域自立支援協議会・事務局・相談支援会議(継続実施) ・サポートファイルの配付(継続実施) ・障害者相談支援員を配置	・サポートファイルの配付実績5人(内児童5人)	—	
	特別支援教育体制の充実	・就学中の特別支援教育の充実 ・特別支援教育の推進 ・校内体制の整備 ・放課後児童クラブにおける障害児の受入れ	民生課 学校教育課 小・中学校				・児童クラブにおいては指導員を加配し対応する。 小分類を「特別支援教育体制の充実」に変更する ・必要に応じて介助員を配置 ・特別支援教育について校内外で研修を推進	・特別支援学級に介助員、普通学級に学校支援員、配慮児童支援員を配置 ・特別支援教育に関する専門性向上事業の実施 ・特別支援学校のセンター的機能を活かした巡回相談の実施	小中学校へ介助員3名、学校支援員6名、慮児童支援員3名を配置	・対応クラブ数7か所	

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第3節 「生活環境の整備」

(中分類)	取り組み (小分類)	計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画中の取組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標	
				拡充	継続	終了		H25実績	達成度		
安全環境の整備	道路環境の安全確保	・幹線道路網の整備による生活道路の交通量緩和 ・子どもの動線・目線、乳幼児を連れた保護者に配慮した安全施設の整備 ・道路の新設・改良及び既存道路の維持管理	建設課				・道路の新設・改良と併せて、既存道路施設の継続的な維持管理により道路環境の安全を確保する。 ・幹線道路の新設工事を2箇所実施 ・生活道路の新設工事を1箇所実施 ・現道の改良工事を2箇所実施 ・道路工作物や附属物の新設、及び、補修工事等を実施	・幹線道路新設(町道出来庭川角中央線、町道深原公園線)2路線共H25供用開始 ・生活道路新設(町道初神西線)H26完成予定 ・現道改良(町道新萩線、町道城上垣内線)H25完了 ・安全施設整備(手摺設置L=6m、区画線の引き直しL=1.1km(「学童注意」等の路面標示を含む)) ・舗装修繕工事(L=4.4km)実施 ・補修工事等(52件)実施	—		
	校区内危険箇所の点検の推進	・交通安全対策協議会の審議に基づく計画的な交通改善 ・学校における交通安全教室の実施による交通安全対策等についての意識啓発 ・下校時の見守り等地域の見守り体制の充実	生活環境課 建設課 PTA 小・中学校 警察 県道管理者 等				・全校交通安全教室の実施 ・PTA交通安全当番 ・青色回転灯を装備した公用車を活用して定期的な巡回を実施 ・各学校校区内危険箇所の点検のうち、交通に関するものについては、熊野町交通安全対策協議会により、毎年対策を審議し、可能なものから改善する。(年1回、会議開催)	・通学路危険箇所の点検 ・青色パトロール車による巡回 ・小学生対象の自動車学校における交通安全教室の実施 ・中学生対処として交通安全教室を開催 ・青色回転灯を装着した公用車によるパトロールの実施 ・海田警察署管内一斉登校パトロールの実	・青色防犯パトロール車による巡回(6台) ・海田警察署管内一斉登校パトロールの実施(2月28日)ー	—	
	交通安全対策の充実	・熊野町交通安全計画の推進 ・幼児から高齢者に至る交通安全思想の普及 ・交通安全啓発事業の実施 ・子育て支援センターにおいてチャイルドシート及び幼児二人乗り自転車の貸し出し	生活環境課 民生課				交通安全教室は、全ての小中学校で開催するようになり、参加者数も増加している。 「安心こども基金」(地域子育て創生事業)により、幼児二人乗り自転車等貸与事業を追加する。	・小中学校交通安全教室の実施(学校教育課と共同) ・交通安全街頭キャンペーンの実施	・小中学校交通安全教室の実施 8回(学校教育課と共同)	開催回数8回 参加者数 増やす	
	保育所(園)・幼稚園、学校における防犯、防災対策の充実	・各施設の防犯設備の強化 ・警察や地域が密接に連携した防犯体制の整備 ・避難訓練の強化、防災設備の点検	民生課 保育所(園) 幼稚園 学校教育課 小・中学校 警察・消防 生活環境課				・防犯教室開催、休業前の防犯指導 ・下校時見守り隊パトロール活動、児童への防犯ブザー貸与・安全マップ作り ・AED講習会の実施 ・自主防災組織の設立に向け、自主防災組織結成マニュアルを作成する。	・新小学校1年生への防犯ブザーの貸与 ・小中学校において安全マップづくり ・小学校において防犯教室の開催 ・交通安全キャンペーンの周知 ・備蓄物の補充と点検 ・自主防災組織ボランティア保険への加入 ・防犯ボランティアへの防犯グッズ提供 ・各保育園において毎月の避難訓練	・自主防犯組織ボランティア保険への加入(168名) ・防犯ボランティアへの防犯グッズ提供 ・各保育園において毎月の避難訓練の実施(12回) ・職員の内衛消防訓練(2回:くまの中央保育園) ・職員の救急法講習参加(1回:保育所ひかり学園)	・開催回数 各小学校5～6回 ・機器の貸与・配布率 100%	
	子どもの事故予防知識の普及啓発	・誤飲、溺水、やけど等の予防知識や応急処置方法の普及、啓発	健康課 民生課 学校教育課 小・中学校 消防				・保護者だけでなく子どもを見守る地域の人たちに対して子ども特有の事故の予防知識や応急処置方法の普及・啓発を図る。 ・保健だよりでの指導 ・保健体育科での指導	・こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診の機会にパンフレットを配布し説明	—	—	
	地域の防犯・防災体制の充実	・「子ども110番の家」の取り込み推進 ・地域防災体制の確立	生涯学習課 生活環境課 警察 青少年育成くまの町民会議 熊野町PTA連絡協議会				各学校別子ども110番の家マップを作成 PTAや地域ボランティアによる登下校の見守りを実施し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図る。	・防犯テント村開設	・防犯テント村開設(10月30日)	各学校に子ども110番の家のマップ作成	
	防犯灯の維持整備	・整備費補助金の交付	生活環境課					・防犯灯設置等補助金の交付	・防犯灯設置等補助金交付(新設:22基 L E D等への変更:7基 修繕等:4基) ・防犯灯電気料金の補助金交付	—	—
ゆとりある住環境の整備	福祉のまちづくりの推進	・公共施設への授乳室の設置とバリアフリー化 ・同様の取組みの民間普及	都市整備課(を中心とした取り組み)				施設の新設時に授乳室の設置、バリアフリー化を実施。	未実施	—	・作成年度 計画年度内	
	世帯構成の変化に対応できる公営住宅の整備	・多世代、多子世帯等に対応できる公営住宅の整備	都市整備課				住宅建替時に需要バランスを考慮しながら、多世代・多子世帯等に対応できる住宅を整備。	未実施	—	—	
	福祉連携型住宅と西部地域健康センターの連携	・有機的な連携の促進	民生課 健康課				・西部地域健康センターにおける多世代交流事業の実施(クリスマス会)	参加者 サロン利用者15人 子育て親子30組 (大人31人子ども43人) ボランティア1人	—	—	

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第4節 「地域における子育て支援体制づくり」

取り組み		計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画中の取組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標	
(中分類)	(小分類)			拡充	継続	終了		H25実績	達成度		
子育ての仲間づくりの支援	サークル活動の支援、育成	・サークル活動に関する情報の発信 ・サークル活動場所の確保とネットワーク化 ・リーダー育成とコーディネート	民生課 生涯学習課 健康課				・母子保健事業における相談等の機会にサークル活動へのコーディネートを進める。 公民館施設の部屋使用許可及び「公民館であいましょう」での広報活動	—	—	・就学前調査 0% ・小学生調査 0%	
	児童委員、主任児童委員等によるサークル活動等への参加促進	・必要な情報の共有やコーディネート力の強化	民生課 町民児協				必要な情報の収集が必要。今後も引き続き主任児童委員と母子とが触れあう重要な機会とし、サークルが活動等への参加促進も含めた、孤立化しない子育ての支援に取り組む。 主任児童委員の協力による、絵本の読み聞かせ、託児。	ブックスタート（託児）：12回	—		
	公民館等のオープンスペースで集まれる場の設定、確保	・積極的な確保	民生課 健康課 生涯学習課				親子講座等の開催で利用しやすい環境作りに努める。 ・公民館ロビーの開放 ・公民館の使用許可	—	—		
	保育所(園)における地域交流事業	・保育所(園)において、保護者のサークル活動や地域の子育て家庭が自由に集える場の促進					・園(庭)開放 週5日(くまの・みらい保育園) 週1日(保育所ひかり学園・初神保育園・くまの中央保育園) ・和楽園のお年寄りとの交流(年12回)：保育所ひかり学園・初神保育園 ・ヒロエの杜(老人施設訪問)：初神保育園 ・ゆうあいホーム訪問(年1回：くまの・みらい保育園) ・試食会 月1回(対象：近所の乳児親子) ・誕生日会にサークル活動の方の活動を披露して頂く(年10回)：くまの中央保育園 ・夏祭り(近所の方を招待：くまの中央保育園) ・誕生日会・夏祭り(子育て支援参加者招待：くまの・みらい保育園)	—	—		
地域の育成力の強化	地域ぐるみの子育ての推進	・「熊野町の子ども」として育てていく意識の醸成	生涯学習課 青少年育成くまの町民会議 熊野町PTA連絡協議会				挨拶声かけ運動をすることで、お互いの顔知り、地域の子どもとしての認識を深めていく。 あいさつ運動・学校訪問	—	—		
	コミュニティー活動への支援	・コミュニティー活動への側面支援 ・町内全地区に地区社協の設置	社会福祉協議会				事業内容を見直し、多世代交流事業や地域の特性を生かした事業展開を図る。 ・町内全14地区に13地区社協を継続運営 ・地区社協への助成金の交付 ・情報共有ができる会議等の実施	・地区社協活動の推進の為に助成金を交付 ・情報を共有することを目的に連絡会議を行った。(年1回)	—		
	青少年健全育成活動の推進	・豊かな感性、創造性、思いやり、モラルをもった青少年の育成	生涯学習課 青少年育成くまの町民会議 熊野町PTA連絡協議会				地域の青少年は地域で守るをモットーに青少年事業を開催する。 ・ゆーすふるサンデー実施 ・有害図書・有害玩具立入調査 ・環境美化活動での、花の育成と老人施設での交流(10月・11月)	・ゆーすふるサンデーの実施四小学校で651人参加 ・有害図書・有害玩具・など立入調査(11月) ・環境美化活動での、花の育成と老人施設での交流(10月・11月)	—		
	ファミリー・サポートセンター事業の推進	・ファミリー・サポートセンター機能の充実	民生課				子育て支援センター内に窓口を設置し実施中。	・設置窓口 1か所 ・登録人員 142人 ・依頼会員66人 ・提供会員53人 ・両方会員23人	—	・設置窓口 1か所 ・登録人員 150人	
ボランティア活動の促進	ボランティアセンターの充実	・ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会				引き続き、ボランティア講座を実施し、活動の充実を図る。 ・ボランティアのコーディネート、養成講座の実施、普及啓発活動等 ・災害ボランティア講座の実施	・登録者数913名 303件 ・講座実施2回 ・延べ参加者47名 ・災害ボランティア研修会実施 参加者18名	・依頼件数	—	

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第5節 「保育サービスの充実」

取り組み		計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画の方向性(H22～H26) 方針	後期計画中の取り組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標
(中分類)	(小分類)			拡充	継続	終了			H25実績	達成度	
多彩な保育サービスの提供	延長保育事業の充実	・延長保育事業の充実	民生課 保育所(園)				核家族化や価値観の多様化が進む中で、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児からの一時的なリフレッシュなどに利用される一時保育の必要性が高まっていることから、更に充実をはかっていきます。	・延長保育については各保育園において継続実施。 ・保育所ひかり学園において朝7:00から30分延長保育開始。	4か所 定期利用児童:33人 延べ利用児童数:3439人		
	一時保育事業の充実	・一時保育事業の充実	民生課 保育所(園)				核家族化や価値観の多様化が進む中で、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児からの一時的なリフレッシュなどに利用される一時保育の必要性が高まっていることから、更に充実をはかっていきます。	くまの・みらい保育園において継続実施	1か所 一時保育利用延べ児童数:353人		
	障害児保育体制の充実	・障害認定のない障害児に対する柔軟な保育体制 ・設備、スタッフ等の障害児保育環境の整備	民生課				障害児の障害の種類や程度によっては、心身の発達に効果が期待できる集団生活を提供できるよう障害児の受け入れについて柔軟な対応を行う。専門スタッフの充実について配慮する。	継続実施	—	—	
	病後児保育の実施・検討	・病気回復期の子どもを一時的に保育するための施設型の病後児保育の実施	民生課				病気の回復期の子どもを一時的に預かり、医療的な環境のもとに保育を行う施設型の病後児保育をくまの・みらい保育園で実施しています。町内一円の保育所(4箇所)に入所している児童を受け入れ、保護者の方が安心して勤務できるようケアします。	・くまの・みらい保育園において継続実施	1か所 定員3人 病後時保育利用児童数:延べ6人		
	その他の特別保育の検討	・休日保育、夜間保育、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業の調査・研究	民生課				・休日保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業について、調査・検討する。	実施なし	—	—	
保育所(園)における質の向上のためのアクションプログラム	保育実践の改善と・向上	・保育所(園)サービスの質の向上のため、サービス評価未実施園での導入を促進	民生課 保育所(園)				・保育所(園)サービスの質の向上や利用者の選択に資する観点から、客観的な判断が可能なサービス評価事業の導入を検討し、保育サービスの質の向上に努める。	検討中	未実施	—	全保育所で実施
	子どもの健康及び安全の確保	・看護師等の専門的職員の確保 ・障害児保育事業の充実 ・地域との関係機関との連携	民生課 保育所(園)					・くまの・みらい看護師職員の配置 ・町内4保育園及び2幼稚園の保育士等を対象にした研修会(発達障害)を実施。	【発達障害研修】 7/17 参加者 69人 12/13 参加者 64人	—	
	保育士等の資質・専門性の向上	・多様化する保育ニーズに対応できる保育士の育成	民生課 保育所(園)				・保育士が効果的に研鑽しあえる機会を設ける。またこのことで保育所(園)同士のネットワークの構築・強化を図っていく。	・県内で実施される研修への参加 町内4保育園及び2幼稚園の保育士等を対象にした研修会(発達障害)を実施。	【発達障害研修】 7/17 参加者 69人 12/13 参加者 64人	—	
	保育を支える基盤の強化	・人材の確保がスムーズに行える体制づくりの検討 ・質の高い人材の確保	民生課 保育所(園)					・園内研修の充実	—	—	
保育施設の整備	中央保育所の民営化	・中央保育所の改築 ・設置・運営の民営化	民生課				・老朽化の進む町立中央保育所について改築を行い、保育環境の充実を図る。改築後の運営については民間の社会福祉法人とする。	事業完了	—	—	
幼児教育の充実	幼稚園サービスの充実	・幼児教育振興計画の推進 ・延長保育や夏季保育の拡充	学校教育課				熊野町教育改革推進懇談会 幼児教育専門部会等の協力を得て、計画の遂行を図る。	・幼保・小・中教育推進協議会の開催	未実施	×	必要に応じて見直し
	学校教育と幼稚園・保育所(園)との連携強化	・相互交流や就学前体験入学等の検討	学校教育課				・就学前体験入学の実施 ・各小学校と各幼稚園・保育所との連携、情報交換	・就学前の体験入学の実施 ・入学説明会での保護者対象講演会の実施	—	—	
	幼児期からの利用に配慮された図書館の整備	・対象年齢に応じたコーナーの設置 ・親子の利用に配慮した環境整備 ・絵本を介した子育て支援の取り組み	生涯学習課 民生課 健康課					・各保育園において絵本を中心とした読み聞かせの実施 ・保育所の図書貸出し(保育所ひかり学園:くまの中央保育園:くまの・みらい保育園) ・絵本を中心とした子育て支援活動(くまの・みらい:ひかり学園:くまの中央で実施)	【図書館】 ・町立図書館への子ども司書実地研修受け入れ4人・3回 ・0～3歳児対象おはなし会年間9回 延べ146人 ・幼児～小学生対象おはなし会年間23回 延べ307人 ・児童書の蔵書数28,902冊		配置数ボランティア50人

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第6節 「子育て支援事業の充実」

取り組み		計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画中の取組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標	
(中分類)	(小分類)			拡充	継続	終了		方針	H25実績		達成度
子育て支援センターの機能強化	運営体制、運営支援体制、事業内容の強化	・ボランティア等の支援体制 ・相談体制の機能強化	民生課				ボランティア活動を利用し、子育て中の保護者の研修を続けていく。	子育て支援センター相談事業	育児相談件数1,071件	—	
	サテライト拠点の設置による利用しやすい環境の整備	・サテライト型の子育て支援センター機能の整備 ・西部地域健康でのオープンスペースの実施による親子が自由に過ごせる場の提供	民生課					・中央ふれあい会館・東部地域健康センターでの子育て支援センター事業の実施	中央ふれあい会館12回 東部地域健康センター12回		・地域子育て支援センター 1か所 ・サテライト型地域子育て支援センター 2か所
	組織間連携による育児支援体制の構築	・保育施設・学校・行政・医療機関・児童委員・住民組織等との連携	民生課					・関係機関連携体制整備 ・センターで実施する研修へ町内子育て支援実施職員への参加呼びかけ、交流 ・民生課実施ペアレント・トレーニング参加(H26年度センター実施のため)	市町福祉保健関係職員研修ペアレント・トレーニング要請講座に子育て支援センター職員参加	—	
放課後児童クラブの充実	保育内容の充実	・地域に根付いた形での保育内容の充実	民生課				放課後児童クラブの保育内容の充実。多世代交流など地域の人による昔遊びの伝承などを検討し、地域に根付いた児童クラブの推進。	夏休み受入児童 228人 通常受入児童 212人	定員265人 7カ所		定員265人 7カ所
	児童クラブ指導員の資質向上	・指導員の育成・強化により、各児童クラブが均質でかつ質の高い保育を実施する ・障害児受入推進による指導員の研修参加の推進	民生課				障害児受入推進による指導員の研修参加の推進。町内児童クラブ指導員の相互研修の実施。	・研修への参加 ・発達障害の理解について指導員研修を実施	コモンセンス・ペアレンティング研修8回	—	
	児童クラブ専用施設の整備とサービス拡大の検討	・良好な保育環境の整備と利用時間延長等の検討	民生課				H22年度第三児童クラブ建替。その他クラブ施設の充実。保育所閉所時間までの保育時間の拡大、ショート利用の導入などによる利用学年延長の検討。	未実施	—	—	
情報提供・相談体制の充実	子育て支援センターの情報集積、発信機能の強化	・関係者、関係機関との連携体制の構築 ・パンフレット作成、機関紙の発行 ・インターネットの活用	民生課					・乳幼児医療費受給者証の更新申請時に行事予定表の配布 ・出生手続き時のパンフレット配布・広報紙、ポスター等で行事、イベント等の掲載 ・ホームページ毎月更新 ・ブックスタート案内通知に同封	—		「知っている」(就学前調査)100% 「利用したことがある」(就学前調査)増やす
	家庭との接点を捉えた情報提供・相談体制の充実	・母子健康手帳、出生届時などを捉えた情報提供 ・携帯電話を利用した子育て情報システムの活用 ・地域の子育てアドバイザーとしての児童委員、主任児童委員、母子保健員の資質向上	健康課 民生課 町民児協				・より幅広い相談に対応するため研修を企画開催し、アドバイザーの資質向上に努める。	・母子健康手帳交付時に子育て情報の提供	・母子健康手帳交付時に子育て情報の提供(161件)		平成22年度作成
子育て費用の軽減	乳幼児医療費助成の実施	・医療費負担を軽減し、疾病の早期発見・治療を促進 ・児童医療費助成制度を創設し、入院医療費の助成を15歳まで拡大 ・幼稚園就園奨励事業の継続実施	民生課				・乳幼児医療費助成制度の対象を小学6年生までの入院費まで助成拡大を検討中。	・医療費負担を軽減し、疾病の早期発見・治療を促進 ・児童医療費助成制度を引き続き実施 ・児童医療費助成制度の拡大検討 ・幼稚園就園奨励事業の継続実施 ・児童医療費助成制度の住民への周知	重度心身障害者医療分 対象者：592人 補助対象助成額：72,251千円 乳幼児医療分 対象者：1,232人 補助対象助成額：28,293千円 ひとり親家庭等医療分 対象者：369人 補助対象助成額：9,802千円 4月各学校へ児童医療制度について通知	—	
	生活福祉資金など公的資金の活用や子ども手当等についての周知	・生活福祉資金など公的資金の活用や児童手当等についての周知	民生課 町民児協 社会福祉協議会				生活福祉資金貸付の制度改正により、より借りやすく貸し易い制度となったことから、民児協等を通じて、制度の周知を図る。	生活福祉資金及び緊急生活安定資金貸付事業の実施(他制度優先) 生活福祉資金：貸付件数 4件 緊急生活安定資金：貸付件数 14件	—	—	
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対する自立支援の促進	母子自立支援員兼家庭児童相談員の設置	民生課					・母子自立支援員兼家庭児童相談員の設置 年間相談件数 536件	—	—	
	ひとり親家庭に対する経済的支援の推進	・母子福祉資金など公的資金の活用や児童扶養手当等について周知	民生課 町民児協 社会福祉協議会				・児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成事業、母子福祉資金等公的資金の周知を強化し、経済的自立を支援する。	・母子福祉資金など公的資金の活用 ・児童扶養手当等について・周知・相談受付 ・生活福祉資金及び緊急生活安定資金貸付事業の実施(他制度優先) ・ホームページ等で周知 ・ひとり親便りの発行(制度説明など)	・生活福祉資金付件数：4件 緊急生活安定資金貸付 件数 14件	—	
	ひとり親家庭に対する地域の支援の推進	・母子寡婦会に活動費の助成 ・住民団体への活動費助成	民生課				・「支え合い」の中で進める子育て支援を推進するため、ひとり親家庭を支援する住民団体への活動費を助成する。	生活福祉資金及び緊急生活安定資金貸付事業の実施(他制度優先)	生活福祉資金付 件数 4件 緊急生活安定資金貸付 件数 14件	—	
	保育施設の優先的利用	・保育所(園)、放課後児童クラブの優先的利用	民生課				・ひとり親家庭の自立を促進するため、保育所(園)や放課後児童クラブの利用を希望する際には、優先的な利用を図る。	・保育所(園)、放課後児童クラブの優先的利用	—	—	

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第7節 「職場における子育て支援の促進」

取り組み		計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画の方針	後期計画中の取り組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標
(中分類)	(小分類)			拡充	継続	終了			H25実績	達成度	
ワーク・ライフ・バランスの実施	セミナー等の開催	・企業や就労者に対する子育て支援への意識啓発	商工観光課 民生課				町独自でセミナー開催は、町内企業の意識醸成から進める必要があるが、就業促進センター等を通じて、町内企業への県主催セミナーへの参加を呼びかける。	未実施	-	-	
	広報媒体による普及・啓発	・労働時間短縮や育児休業取得の普及啓発	商工観光課 民生課				柔軟な就労形態の導入促進とも連動し、企業や就労者への意識付けに努める。	未実施	-	-	男性 増やす 女性 増やす
ファミリーフレンドリー企業の増加促進	柔軟な就労形態の導入促進	・弾力的な勤務形態の導入促進	商工観光課 民生課				町広報、HPを通じて、事業主、就労者への制度導入の機運が醸成できるように努める。	未実施	-	-	
	事業所内保育施設の整備促進	・国・県と連携した企業への啓発促進	商工観光課 民生課				事業所内保育施設の整備助成に関する情報提供など、国・県と連携して整備が進められるよう努める	未実施	-	-	
	ファミリーフレンドリー企業の奨励	・仕事と育児の両立できる制度と職場環境を持つ企業の普及・促進	商工観光課 民生課				企業の福利厚生制度に関するアンケート調査を検討するとともに、先進事例を就業促進センターなどを通じて、啓発を行なう。	未実施	-	-	
	一般事業主行動計画の策定促進	・法的に策定義務のない事業所について、モデル事業所を選定し、重点支援を実施	商工観光課 民生課				商工会等と連携し、事業所への策定支援に努める	未実施	-	×	策定企業数 (従業員10 人以上) 2企業
女性の再就職等の支援	女性の再就職等の支援	・国・県と連携した企業や事業主への啓発促進	商工観光課 民生課				商工会等と連携し、更なる支援に努める	未実施	-	-	

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第8節 「子どもを育む環境の充実」

(中分類)	取り組み (小分類)	計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画の方針	後期計画中の取り組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標
				拡充	継続	終了			H25実績	達成度	
子どもの遊び場の確保	学校施設の開放の促進	・学校施設の開放 ・地域に開かれた学校づくり	生涯学習課 学校教育課 小・中学校				放課後の学校施設を利用したスポーツ教室 夜間、休日の学校体育施設開放	学校体育施設の開放 公民館や学校施設での交流会 (土曜くまのっ子事業実施)	-	-	
さまざまな体験活動の推進	児童館の整備	・児童館の整備の検討	民生課					未実施	-	-	
	子ども会活動などの支援	・子ども会活動への支援	生涯学習課					・青少年研修会の案内	-	-	
	多世代交流事業の推進	・保育所(園)・幼稚園、学校、健康センターなどでの多世代交流事業の推進	保育所(園) 幼稚園 小・中学校 民生課 健康課				・中学校・小学校での保育実習、総合的な学習の時間(郷土学習)での高齢者交流	・熊中 組曲「筆の里くまの」の実施 ・東中 「東中ソーラン」の実施 ・第一小 地域の方との交流会で昔遊び ・第二小 ひとり暮らしのお年寄り訪問 ・第二小 初神保育園との交流 ・第三小 西公民館における異世代交流(アイリスの会、ふたばの会)に参加 ・第四小 保育所との交流、お年寄りに昔遊びを教わる会の実施	-	-	
	子どもによる環境保全活動などの推進	・「筆の里くまのエコキッズ」等の活動推進	生活環境課				「筆の里くまのエコキッズ」など、子どもによる環境保全活動を支援し、自然と与えてくれる恵みの大切さを伝えるとともに、自然を愛する心を育てていく。(継続)	・取り組みなし	・活動なし	x	・エコキッズ登録者数 30人
	ジュニアボランティアの育成	・ジュニアボランティア活動の推進	小・中学校 社会福祉協議会				参加者を増やすよう、事業内容を工夫する。	・小学生の青少年赤十字研修会への参加 ・青少年赤十字まつりの実施 ・小学生福祉体験講座の実施	-	-	
	熊野筆の体験プログラムの充実	・筆の里工房と小・中学校の連携による、創作体験の場づくり	学校教育課 小・中学校				・全校で筆作り体験の実施	・中学生による筆作り体験事業実施	-	-	
町民農園を活用した農作業体験の推進	町民農園・観光農園等の整備	都市整備課 小・中学校				町民農園の継続及び観光農園の整備	・町内2箇所レジャー農園実施 126区画	-	-		
信頼される学校教育の推進	学校教育に対する地域社会の支援、協力体制の構築	・学校評議員制度の推進 ・学校評価実施の推進	学校教育課				・学校評議員制度の推進 ・教育委員会点検評価を年1回実施	・学校評議員会の開催 ・学校関係者評価委員会の開催	-	-	
	子ども一人ひとりの習熟度等に応じた指導や少人数指導の推進	・学習速度や習熟度等の違いを認めた個々に応じた指導の推進	小・中学校				・学習速度や習熟度等の違いを認めた個々に応じた指導の推進	・習熟度別授業、少人数指導の実施	-	-	
	保・幼・小・中・高連携教育の推進	・熊野町幼児教育振興計画に基づき、保・幼・小・中・高・地域の連携 ・熊野町研究協議会による12年間を見通した教育課程、学習・生徒指導の研究支援	学校教育課				・熊野町教育委員会主導による12年間を見通した教育課程、学習・生徒指導の研究支援	・熊野町教育委員会主催研修、広島県教育委員会サテライト研修への参加 ・広島県学力向上総合対策事業、熊野町学力向上対策事業による小中連携 ・幼保・小・中教育推進協議会の開催	-	-	
	教育内容の多様化に対応した環境整備	・教育機器の更新など、教育環境整備の推進	学校教育課				・教育機器の更新など、教育環境整備の推進	・児童用椅子の更新整備 ・内線電話の整備(第3小) ・学校遊具点検、整備	-	-	

熊野町次世代育成支援行動計画の進捗状況表
第9節 「子どもの権利を尊重した社会の実現」

取り組み		計画内容	担当	後期計画の方向性(H22～H26)			後期計画中の取り組み H25取組内容	目標指標と達成度		H26年度目標
(中分類)	(小分類)			拡充	継続	終了		方針	H25実績	
子どもの権利に関する啓発	家庭内暴力(児童虐待、DV)防止に関する広報、啓発活動の推進	・住民への意識啓発	住民課 民生課 生涯学習課				町ホームページ利用、子どもの人権に関する講演会等の開催の検討し、町民に対する意識啓発の推進。 ・家庭内暴力(児童虐待、ドメスティック・バイオレンス)防止に関する啓発活動 DV啓発カード各公民館設置・ポスター掲示	—	—	
要保護児童対策の推進	虐待防止ネットワークの活用	・児童虐待の早期発見体制の構築	民生課 健康課 学校教育課 警察 小・中学校 保育所・幼稚園				児童虐待防止ネットワークの活用。虐待防止マニュアルの作成による虐待潜在化の防止。 ・民生課・学校教育課・保育所・幼稚園等との連携 ・児童虐待防止ネットワークの代表者・実務者会議の実施 ・個別ケース会議の実施 ・子ども家庭センター等専門機関との連携 ・学校と連携し虐待が疑われる児童生徒に関する通告・情報共有 ・産婦人科医療機関と地域保健の連携による育児支援 ・学校と連携し、虐待が疑われる児童生徒に関する通告・情報共有 要保護児童対策協議会への参加	・児童虐待防止ネットワークの代表者会議にて、こども家庭センターに講師依頼し実施 講演「各機関の強みを活かした家族支援とは」		虐待防止ネットワークの充実
	児童虐待防止対策等の推進	・育児サークル参加など孤立化の予防策の推進 ・保護者の悩みや不安の解消 ・児童相談所との連携強化	民生課 健康課				・今後も乳児全戸訪問を実施。虐待リスクのある家庭には早期からの継続支援をおこなう。また育児相談等で保護者の不安や悩みを軽減する。 ・関係機関と連携をとり虐待リスクのある家庭に対して介入・支援していく。 ・公用車にオレンジリボン・マグネットを貼り、啓発活動の実施 ・子育て支援センターでの親子のリフレッシュ等講座の実施	参加者 親子のリフレッシュ講座 母14人・子ども17人 母親のためのストレッチ 母16人・子ども19人 ファミサポ養成講座 子育て講座「みんなのおかげで大きくなれる！～子どもを育てるものはなに？～」 母19人・子ども17人 ファミサポステップアップ講座「心肺蘇生法とAED」 母11人・子ども9人		・就学前調査増やす

平成26年度の主な取組み

1. 子育てによるこびが持てる家庭づくり

乳児訪問

目的：親子の心身の状況や養育環境等の把握。子育てに関する情報提供

対象：生後4ヶ月までの乳児

内容：「こんにちは赤ちゃん訪問」事業で保健師が訪問

実績：生後2ヶ月から訪問を開始し、結果年々訪問率が増加している。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問率	91.4%	91.4%	94.5%	98.1%

育児相談の充実

目的：乳幼児の身体計測、子育てに関する相談等に応じ、育児不安の軽減に努める。

対象：生後2ヶ月頃から未就学児とその保護者

内容：「すくすくクラブ」

心理職（心理判定員）の配置を4回/年から6回/年に増加し、相談会場で発達相談に専門的に即対応できるようにした。また、助産師、保健師、栄養士及び看護師と多職種での育児相談の体制を継続

母親学級の充実

目的：妊娠中の生活や育児について学び、出産後の育児不安を軽減

対象：妊婦、及びその家族

内容：教室の回数を6回/年から7回/年に増加し、妊娠期からの歯科保健対策を2回から3回に増加

2. 健やかに住み育てる環境づくり

乳幼児健診の充実

目的：身体発育や精神発達の確認、病気の早期発見、保護者を含めた心理的な問題や育児に関する相談に応じ、子育てや保護者の精神面の支援を行う。

実績：受診率約9割が保持できている。保育所及び幼稚園と連携をとり受診勧奨をしている。

3歳児健診会場での心理職（臨床心理士、心理判定員）設置継続

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳児	83.8%	93.7%	95.0%	99.3%
1歳6ヶ月児	84.8%	89.9%	93.2%	91.6%
3歳児	80.7%	90.7%	98.4%	91.6%

健診フォロー教室の充実

目的：保護者の育児不安解消、子どもに合った関わり方の紹介、保護者同士の情報交換、必要に応じ、適正な療育ルートにつなげる。

対象：1歳6ヶ月健診・3歳児健診の結果、精神発達面の経過観察が必要な子どもや、ことばが遅い、気持ちのコントロールが困難、コミュニケーションがとりにくい等の、育てにくさを感じる子どもとその保護者

内容：集団遊び、個別相談

教室の回数を8回/年から11回/年に増加し、作業療法（作業療法士）も入り、手先の感覚遊び及び保健師によるペアトレ講座を追加

発達障害支援体制整備（H23以降）

- ・ 庁内関係4課（福祉課・民生課・健康課・学校教育課）で発達支援連絡会議を毎月開催
- ・ 「保育所入所案内しおり」、「3歳児健診の案内」及び「就学前健診での就学のしおり」に「発達障害について」掲載予定
- ・ 福祉課作成「発達障害について（成人用）」リーフレットを町内施設に設置予定
- ・ 発達障害福祉月間（4月・9月）に町立図書館において、発達障害に関する本を集めて「発達障害ってなんだろう？」コーナーを設置

3. 地域における子育て支援体制づくり

保育所事業

- ・ 保育士等の資質向上を目的とし、保育所（園）等の職員を対象に研修を開催予定
保育士全員が参加できるように講演時間を夜間開催

4. 子育て支援事業の充実

子育て支援センター事業

- ・ 町内で活動する子育て支援職員の研修会及び交流事業
西部子ども家庭センター開催のペアレント・トレーニングリーダー養成講座へのスタッフ参加
- ・ ペアレント・トレーニングを年2回実施
目的：子育て支援センターで日々、関わりのある保護者に対し、楽しい子育て方法のスキルのひとつとして提供することにより、虐待予防につなげる。
対象：子育てに困難を感じている保護者（こどもの年齢は3歳前後）
放課後児童クラブ事業
- ・ 指導員に児童への対応方法と資質向上のための研修を実施予定

5. 子どもの権利を尊重した社会の実現

児童虐待防止ネットワーク

- ・ 代表者会議の開催 平成26年10月予定
- ・ 実務者会議の開催 5月、9月、12月、2月
- ・ 虐待ケースの進行管理を実施
児童虐待防止対策等の推進
- ・ 家庭児童相談員による個別ペアレント・トレーニング等の実施
個別面談の際に、保護者に対しペアレント・トレーニングや、コモンセンス・ペアレンティングのスキルを提供することにより、虐待予防につなげるとともに、要支援者に対しは指導を行う。

推計結果のまとめ(修正版)

1. 教育・保育認定者数の推計

1号認定者(3歳～就学前、認定こども園及び幼稚園) **教育のみ**

実利用人数 対象数(人)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	313	322	308	231	225	216	222	212
	5/1現在			5/1現在				

2号認定者(幼稚園利用) **保育の必要性あり(3-5歳)だが、幼稚園**

実利用人数 対象数(人)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				82	80	77	79	75

2号認定者(3歳～就学前、認定こども園及び保育所) **保育の必要性あり(3-5歳)**

実利用人数 対象数(人)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	283	287	258	223	217	208	214	204
	いずれも5/1現在、予定を含む							

3号認定者(認定こども園及び保育所) **保育の必要性あり(0-2歳)**

実利用人数	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳(人)	29	32	29	54	53	52	51	49
1・2歳(人)	134	112	145	143	139	140	134	130
計(人)	163	144	174	197	193	191	185	179
	いずれも5/1現在、予定を含む							

3号認定者(地域型保育) **認可外保育所以外・事業所内保育、認可外保育、居宅訪問型があり、ほぼ事業所内保育が占めています。**

実利用人数	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳(人)				34	34	33	32	31
1・2歳(人)				41	40	40	38	37
計(人)				75	74	73	70	68

(再掲) 幼稚園利用合計(3歳～就学前、認定こども園及び幼稚園)

実利用人数	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定者	313	322	308	231	225	216	222	212
2号認定者	0	0	0	82	80	77	79	75
計(人)	313	322	308	313	305	293	301	287
	5/1現在			5/1現在				

(再掲) 保育所利用合計(認定こども園及び保育所)

実利用人数	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳(人)	29	32	29	54	53	52	51	49
1・2歳(人)	134	112	145	143	139	140	134	130
3歳以上(人)	283	287	258	223	217	208	214	204
計(人)	446	431	432	420	409	400	398	383
	いずれも5/1現在、予定を含む							

参考

実利用人数	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園利用	313	322	308	313	305	293	301	287
保育所利用	446	431	432	420	409	400	398	383
幼保計	759	753	740	733	714	692	699	670
幼保計前年比		-0.79%	-1.73%	-0.90%	-2.58%	-3.08%	0.96%	-4.17%
0-5歳人口	1,219	1,196	1,140	1,143	1,115	1,088	1,084	1,042
0-5歳人口対前年比		-1.89%	-4.68%	0.26%	-2.45%	-2.42%	-0.37%	-3.87%
人口	25,147	25,010	24,874	24,733	24,578	24,291	24,012	23,738
人口対前年比		-0.54%	-0.54%	-0.57%	-0.63%	-1.17%	-1.15%	-1.14%

実績値いずれも幼保は5/1人口は4/1

人口推計方法:平成22年～26年(5年分)人口の4回分の各歳の伸び率を、最小二乗法による対数近似曲線を使用して推計、出産女性人口は20-49歳を使用、H27の人口は、H26までの熊野町独自施策「子育て世代定住促進助成金制度」を考慮しH26の伸び率を使用したもの。

2-1. 時間外保育事業対象者数の推計

資料3

18時以降の利用意向(認定こども園及び保育所+地域型保育)

実利用人数 対象数(人)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	130	137		306	298	291	290	279

2-2. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

5歳以上児童への調査結果(放課後児童クラブ)

実利用人数	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年(人)	206	216	231	207	212	194	189	180
高学年(人)	0	0	0	93	93	96	93	95
計(人)	206	216	231	300	305	291	281	275
	4月利用者 4月利用者 4月利用者 春休みがあるため若干多くなる							

2-3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

現状の子どもの宿泊状況等からの推計

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業等

年間当り延利用数 対象数(人日)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	0	0	0	18	17	17	17	16

2-5. 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

現状の利用状況と、追加・新規利用希望からの推計

1か月当り延利用数 対象数(人回)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	688	788		2,026	1,982	1,967	1,897	1,838

2-6. 一時預かり他

現状の利用状況と、追加・新規利用希望からの推計

年間当り延利用数	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園預かり保育(人日)				2,163	2,104	2,020	2,075	1,980
2号認定者の定期利用(人日)				22,417	21,813	20,943	21,510	20,527
上記以外(人日)	352	353		4,356	4,255	4,185	4,107	3,963

2-7. 病児・病後児保育

現状の利用状況と、利用希望等からの推計

年間当り延利用数 対象数(人日)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	5	6		1,994	1,987	1,908	1,866	1,813

重複回答者がいるため、合計は一致しません。

現状の利用状況と、利用希望等からの推計

年間当り延利用数 対象数(人日)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	0	0		1,206	1,202	1,154	1,128	1,097

現状の利用状況と、利用希望等からの推計

年間当り延利用数 対象数(人日)	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	5	6		816	813	781	764	742

2-8. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)

5歳以上児童への調査結果(ファミリー・サポート・センター)

1週間当り延利用回数	実績値			推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年(人日)				28	29	26	25	24
高学年(人日)				21	21	22	21	22
計(人日)	13	21		49	50	48	47	46

子ども・子育て支援新制度と条例制定について

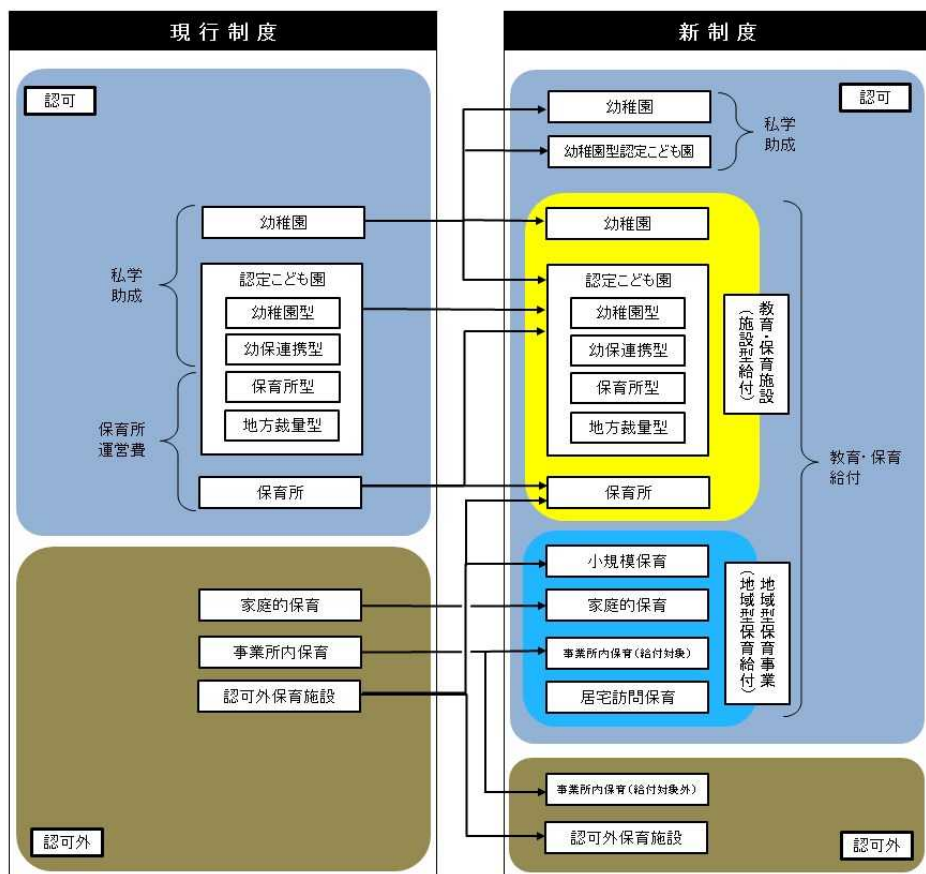
1. はじめに

国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童解消及び地域保育の支援による保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートする予定。

新制度では、市町村が実施主体として、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子育て支援を総合的に取り組むことになり、これに伴い市町村は、新制度への円滑な移行ができるよう条例等を制定するなど様々な準備をしていくことになる。

2. 新制度の概要

現行制度から新制度移行に伴う施設・事業の主なバリエーション



一部の幼稚園、事業所内保育所等は、新制度に移行しない場合があります。

子ども・子育て支援新制度における施設・事業の類型等

施設・事業の類型	認可(認定)主体	確認主体	給付
教育・保育施設	認定こども園 幼保連携型	都道府県 指定都市・中核市	市町村
	認定こども園 幼稚園型 保育所型 地方裁量型	都道府県	
	幼稚園 注	都道府県	
	保育所	都道府県 指定都市・中核市	
地域型保育事業 (家庭的保育事業等)	家庭的保育事業 5人以下、0~2歳児	市町村	市町村
	小規模保育事業 6人以上19人以下、 0~2歳児		
	事業所内保育事業 従業員の子ども+地域の保 育を必要とする子ども(地 域性)		
	居宅訪問型保育事業 0~2歳児		
放課後児童健全育成事業	市町村への届出	-	市町村

注 新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため、上記に含まない。

新制度の主なポイント

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設
- ・認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- ・地域に実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

新制度における子ども(就学前)の区分と支給認定(保育の必要性)

(子ども・子育て支援法: 第20条第1項、第2項、第3項及び第4項)

新制度では、施設等の利用を希望する保護者に、利用のための認定を市町村から受けていただき、児童の年齢や保護者の状況に応じて3つに区分することになる。そのうち、保護者が保育所等の保育施設の利用を希望する場合は、保護者は市町村に対して保育の必要性の認定に係る申請を行い、それを受けた市町村が保育の必要量を認定し、認定証を交付する。

【支給認定に関する基準表】

年齢	保育の必要性	認定区分 (子ども子育て支援法 19条 1項)	利用できる主な施設及び事業
満3歳未満	なし		
	あり	3号認定 (保育標準時間認定) 3号認定 (保育短時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) 2号認定 (保育短時間認定)	保育所 認定こども園

保育の必要性の認定にあたって、国において、今後、府省令にて基準を示すこととさ

れており、現時点の国で検討している基準に基づく本町の支給認定に関する基準の考え方は、資料6「基準案集」の「支給認定に関する基準案」(別表1)のとおり

3. 新たに定める基準条例

本町で予定している新たに定める基準条例は、次のとおりです。

特定教育・保育施設及び運営に関する基準を定める条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

条例等の制定にあたっては、平成26年4月30日付で公布された子ども・子育て関連3法に係る府省令のほか、府省令が公布されていないものについては、平成26年1月24日に実施された地方自治体担当者向け説明会において示された資料(以下「国の示す基準」という。)に基づき、本町の基準を定めていくことになる。

また、府省令で定める規定については、次の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分が示されており、市町村が地域の実情に応じて基準を定めることになる。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	十分参酌した上で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準

4. 基準条例制定の考え方

基準条例制定にあたっては、新制度に移行する本町の施設及び事業のうち、現状の本町の設備及び運営等の基準が国の示す基準より高く設定している場合には、質の確保の観点から、現状の本町の基準を維持することを基本として定めることとする。

また、本町の事業等が国に示す基準の範囲内において運営されているなど、現状において運営上の支障が見当たらないものについては、国の示す基準を基本とする。

なお、上記3の条例について1か所国の示す基準より高く設定している。

5. 基準条例の概要

特定教育・保育施設及び運営に関する基準を定める条例

(子ども・子育て支援法：第34条第2項、第3項及び第46条第2項、第3項)

施設型給付及び地域型給付を受けようとする教育・保育施設や地域型保育事業者は、市町村に対して申請を行い、市町村はその申請が給付の対象となることを確認した上で、給付をすることになります。

この給付は、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可を受けていることのほか、子ども・子育て支援法により、市町村が条例で定める運営に関する基準を満たすことが条件となります。

府省令に基づく本町の運営に関する基準条例における考え方は「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案」(別表2)のとおりです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(児童福祉法：第34条の16第1項)

子どもの成長を支援しながら、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、様々な場所で展開される質の確保された保育を提供する事業については、市町村の認可による地域型保育事業として、次に掲げる事業が児童福祉法に位置づけられます。

この認可基準は、児童福祉法により、市町村が条例として制定することと定められています。

【地域型保育事業】

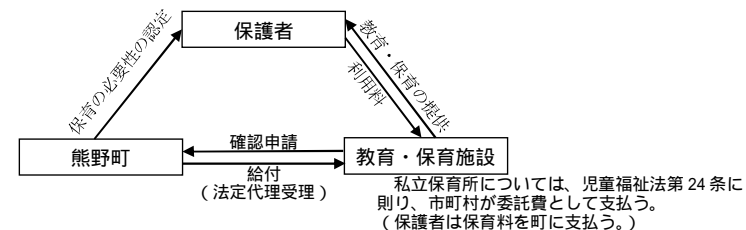
分類	実施主体	主な内容
家庭的保育事業	市町村・民間事業者等	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施(定員5人以下)
小規模保育事業	市町村・民間事業者等	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施(定員6~19人) 規模等に応じ3つに細分化 ・A型：保育所分園に近いもの ・B型：A型とC型の中間的なもの ・C型：家庭的保育に近いもの
事業所内保育事業	事業主等	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施
居宅訪問型保育事業	市町村・民間事業者等	住み慣れた居宅において、1体1を基本とするきめ細やかな保育を実施

府省令に基づく本町の家庭的保育事業等に関する基準の条例における考え方は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案」(別表3)のとおりです。

なお、事業所内保育事業(保育所型)の乳児室の面積を3.3㎡/人(現行の県基準)とし、国基準(1.65㎡/人)以上としています。

【参考】

教育・保育給付の実施主体である本町は、利用者や教育・保育施設と下記の関係にあります。保護者の申請を受けた市町村が支給認定(子どもの年齢や保育の必要性により1号~3号の3区分による認定)した上で、子どもが利用する教育・保育施設及び地域型保育事業者に対して給付費(委託費)を支払います。



放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(児童福祉法：第34条8の2第1項)

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)を行う事業者が遵守すべき基準となるもの。

児童クラブとは、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全な育成を図るため、放課後等に児童館等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業

府省令に基づく本町の運営に関する基準の条例における考え方は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案」(別表4)のとおり

基準案集

支給認定に関する基準案（別表1）

	国の示す基準	熊野町が定める基準（案）
保育の必要性の事由	<p>児童の保護者（主に両親）のいずれもが、次に掲げるいずれかの事由に該当し、児童に対する保育が必要と認められる場合</p> <p>就労</p> <ul style="list-style-type: none"> フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な就労は除く。） 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>妊娠、出産 疾病、障がい 同居または長期入院等している親族の介護・看護 災害復旧 求職活動（起業準備を含む） 就学 虐待やDVのおそれがある。</p> <p>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。</p> <p>その他、上記の類する状態として町が認める場合</p>	国の示す基準のとおり
区分（保育の必要量）	<p>主にフルタイムの就労を想定した保育認定と主にパートタイムの就労を想定した大括りな2区分の保育認定を行う。</p> <p>保育標準時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均275時間/月（212時間超292時間以下） 1日11時間までの利用に対応するもの <p>就労に係る下限は、1週30時間程度</p> <p>保育短時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均200時間/月（最大212時間） 1日8時間までの利用に対応するもの <p>就労に係る下限は、一時預かり事業で対応可能な短時間就労を除く1月48時間以上64時間以下の範囲で、町が地域の就労実態等を考慮して定める。</p> <p>「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」等については、保育標準時間とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p> <p>保育短時間の下限は1月48時間とする。</p>

認定基準は、現行の制度や各市町村における運用の実態等を勘案することや、現行制度で保育所に入所できている子どもが、新制度移行によって、ただちに退所させられるようなことがないよう留意が必要とされている。加えて、子ども・子育て支援法では、子どものための教育・保育給付に係る調査に応じない者や認定証の提出または返還に応じない者に対して、市町村が条例において過料を科す規定を設けることができるとされている。

< 過料について >（子ども・子育て支援法 87 条 2 項・3 項）

本町においては支給認定に関する基準の制定と合わせて、支給認定に関する過料の規定を条例化することを検討中

過料の対象となるもの	過料の対象となる行為	過料の金額
子どもの保護者、子どもの属する世帯主・世帯に属する者等	報告若しくは物件の提出若しくは掲示をせず、若しくは虚偽の報告及び物件提出等をした場合	10万円以下
支給認定を受けた保護者	支給認定変更に係る支給認定証の提出又は返還の拒否 支給認定取消しに係る支給認定証の返還の拒否	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案（別表2）

表中の（従）は従うべき基準、（参）は参酌すべき基準とする。

	国の示す基準	熊野町が定める基準（案）																							
利用定員に関する基準	<p>利用定員に関する基準（従）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用定員</th> <th>年齢による定員設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特定教育・保育施設</td> <td>認定こども園</td> <td>20人以上</td> <td rowspan="6">1号認定（3-5歳） 2号認定（3-5歳） 3号認定（0歳） 3号認定（1-2歳）</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>20人以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特定地域型保育事業</td> <td>家庭的保育</td> <td>1人以上 5人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育A・B型</td> <td>6人以上 19人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育C型</td> <td>6人以上 10人以下</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		利用定員	年齢による定員設定	特定教育・保育施設	認定こども園	20人以上	1号認定（3-5歳） 2号認定（3-5歳） 3号認定（0歳） 3号認定（1-2歳）	幼稚園		保育所	20人以上	特定地域型保育事業	家庭的保育	1人以上 5人以下	小規模保育A・B型	6人以上 19人以下	小規模保育C型	6人以上 10人以下	居宅訪問型保育	1人	事業所内保育			国の示す基準のとおり
		利用定員	年齢による定員設定																						
特定教育・保育施設	認定こども園	20人以上	1号認定（3-5歳） 2号認定（3-5歳） 3号認定（0歳） 3号認定（1-2歳）																						
	幼稚園																								
	保育所	20人以上																							
特定地域型保育事業	家庭的保育	1人以上 5人以下																							
	小規模保育A・B型	6人以上 19人以下																							
	小規模保育C型	6人以上 10人以下																							
	居宅訪問型保育	1人																							
事業所内保育																									
運営に関する基準	<p>内容・手続きの説明、同意（従） 教育・保育の提供開始に当たって、利用申込者に対し教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>内容・手続きの説明方法（参） 事前説明については、利用申込者の承諾を得て、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することを可能とする。</p> <p>応諾義務（正当な理由のない場合提供拒否の禁止）（従） 支給認定保護者から利用申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 定員を上回った場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1号認定（教育標準時間）</td> <td>抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。</td> </tr> <tr> <td>2・3号認定（保育認定）</td> <td>保育の必要性が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう選考する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>あっせん、調整及び要請に対する協力（従） 市町村が子ども・子育て支援法に基づいて行うあっせん等については、できる限り協力しなければならない。</p> <p>受給資格の確認（参） 教育・保育の提供を求められた場合には、支給認定証（保育の必要量等）の確認を行う。</p> <p>支給認定の申請に係る援助（参） 支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助する。</p> <p>心身の状況等の把握（参） 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。</p> <p>小学校等との連携（参） 教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努める。</p>	1号認定（教育標準時間）	抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。	2・3号認定（保育認定）	保育の必要性が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう選考する。	国の示す基準のとおり																			
1号認定（教育標準時間）	抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。																								
2・3号認定（保育認定）	保育の必要性が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう選考する。																								

国の示す基準	熊野町が定める基準（案）
<p>連携施設の確保（従）（特定地域型保育事業者のみ） 保育内容に関する支援 代替保育 卒業後の受け皿の観点から、認定こども園等の連携施設の設定を求める（事業所内保育事業で利用定員が20人以上のものについては、 についての内容は不要）なお、居宅訪問型保育事業については、連携する障害児入所施設等を適切に確保する。</p> <p>提供の記録（参） 教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>利用者負担額等の受領（従） 施設・事業者は支給認定保護者から法に定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。その上で、それ以外に、実費徴収等の上乗せ徴収を受けることができる（あらかじめ額や理由の明記が必要） また、支払いを受けた場合は、領収書の交付が必要。</p> <p>給付費等の額に係る通知等（参） 給付費等の支払を受けた場合には、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付額を通知しなければならない。</p> <p>取扱方針（従） 教育・保育の提供に当たっては、それぞれの施設の区分に応じて定められる要綱等に基づき、適切な教育・保育の提供を行わなければならない。</p> <p>教育・保育に関する評価（参） 提供する教育・保育の自己評価及びそれに基づく改善、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価等を受審し、結果の公表・改善を図るよう努める。</p> <p>相談及び援助（参） 子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、子どもまたは保護者に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</p> <p>緊急時等の対応（参） 子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>支給認定保護者に関する市町村への通知（参） 教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって給付を受けたときは、遅延なく市町村に通知しなければならない。</p> <p>運営規程の策定（参） 施設の運営について重要事項（施設の目的や運営方針等）に関する規定を定めておかなければならない。</p> <p>勤務体制の確保等（参） 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるとともに、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>定員の遵守（参） 利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、便宜の提供等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>掲示（参） 施設の見やすい場所に、利用申込の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>子どもの適切な処遇（従） 子どもを平等に取り扱う原則 虐待等の禁止</p>	

国の示す基準	熊野町が定める基準（案）
<p>懲戒に係る権限の濫用禁止</p> <p>秘密保持等（従） 職務上知りえた秘密の保持 職員（退職者含む）への秘密保持のための必要な措置 情報提供が必要な場合の保護者への事前周知、説明、同意</p> <p>情報の提供等（参） 教育・保育に関する情報提供に努める。 誇大広告等の禁止</p> <p>利益供与の禁止（参） 施設を紹介すること、就学前子どもを紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>苦情処理（参） 窓口の設置 苦情内容の記録 市町村が実施する事業等への協力</p> <p>地域との連携等（参） 施設・事業の運営に当たっては、地域との交流に努めなければならない。</p> <p>事故発生の防止、発生時の対応（従） 事故発生（再発）の防止（指針の整備、周知体制、研修の実施） 事故発生時の速やかな対応（連絡、記録、損害賠償等）</p> <p>会計区分（参） 教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>記録の整備（参） 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、教育・保育の提供に関する記録については、5年間保存しなければならない。</p>	
<p>特 関 例 す 給 付 基 費 準 に</p> <p>特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育の提供（従） 施設・事業者が利用定員を超えて教育・保育を提供する場合の職員配置等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。また、定められた利用定員を超えないものとする。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>
<p>そ の 他</p> <p>特定保育所に関する特例（従） 特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。なお、応諾義務・市町村が行うあっせん等の協力に関する規定については適用しない。 市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>経過措置（従） 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの利用定員は、6人以上15人以下とする。 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>

< 過料について >（子ども・子育て支援法 87 条 2 項・3 項）

本町においては特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例に過料の規定を盛り込むことを検討中

過料の対象となるもの	過料の対象となる行為	過料の金額
教育保育施設・事業者等	教育・保育の給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、調査の正当な理由のない拒否や、虚偽の報告	10万円以下

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案（別表3）

表中の（従）は従うべき基準、（参）は参酌すべき基準とする。

	国の示す基準	熊野町が定める基準（案）				
総則に関する基準	趣旨等（参） 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児（基本的に満3歳に満たない児童）が、明るくて衛生的な環境の中、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の示す基準のとおり				
	保育所等との連携（従） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td rowspan="3">保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td> </tr> </table> 居宅的訪問型保育事業には、一律には求めない。	家庭的保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。	小規模保育事業	事業所内保育事業	
	家庭的保育事業	保育所、幼稚園または認定こども園の連携施設を設定する。				
	小規模保育事業					
	事業所内保育事業					
	非常災害（参） 消火用具・非常口等を設け、毎月避難及び消火訓練をしなければならない。					
	職員の一般的要件（参） 健全な心身を有し、児童福祉に熱意のある者とする。					
	職員の知識及び技能の向上等（参） 常に自己研鑽し、知識及び技能の修得、維持向上すること。					
	他の社会福祉施設等を併せて設置する設備及び職員の基準（従） 必要に応じ一部の設備及び職員を兼ねることができ、保育室及び事業所に特有の設備及び保育に直接従事する職員についてはこの限りではない。					
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則（従） 国籍、信条等による差別的取扱をしてはならない。					
虐待等の禁止（従） 暴行、わいせつ行為等の虐待をしてはならない。						
懲戒に係る権限の濫用禁止（従） 身体的苦痛を与える等の権限を濫用してはならない。						
衛生管理等（参） 食器等は衛生的な管理に努め、衛生上、必要な措置を講じなければならない。						
食事（従） 家庭的保育事業所等内で調理する方法により行う。						
食事の提供の特例（従） 一定要件を満たした上で連携施設等の搬入施設から食事を提供することも可能だが、加熱・保存する設備を備えなければならない。						
利用乳幼児及び職員の健康診断（参） 利用乳幼児に対して利用開始時及び年2回の健康診断を実施し、職員の健康診断も適切に実施すること。						
内部規程（参） 事業の目的及び運営方針等の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。						
備える帳簿（参） 職員、財産、利用者の処遇の状況等の帳簿を整備しておかなければならない。						
秘密保持（従） 職員（退職者含む）は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。						

	国の示す基準	熊野町が定める基準（案）
	苦情への対応（参） 利用者等からの苦情については、必要な措置を講じ迅速に対応しなければならない。 指導及び助言等（参） 町からの指導または助言を受けたときは、必要な改善を行わなければならない。	
各事業に共通する基準	保育時間（参） 保育時間は1日8時間を原則とする。 保育内容（従） 厚生労働大臣が定める指針に準じ、適切な保育を提供しなければならない。 保護者との連絡（参） 利用児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等の理解及び協力を得るよう努める。	国の示す基準のとおり
家庭的保育事業に関する基準	設備の基準（従） 衛生的な調理設備の設置 設備の基準（参） 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける。 保育を行う保育専用室の面積は9.9㎡以上（3人を超える場合は3.3㎡/人を加える） 採光、照明及び換気の設備を有する。 衛生的な便所の設置 同一敷地内の屋外に遊戯等適した広さの庭を有する（付近代替地含む）、 庭の面積は満2歳以上児3.3㎡/人以上 火災報知器及び消火器を設置し、消火訓練及び避難訓練を定期的の実施 職員（従） 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない（調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる） ・家庭的保育者 児童福祉法第18条の5等の欠格事由に該当しない者であって、市町村長が行う研修等を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者。 1人が保育可能な乳幼児は3人以下とする。 ・家庭的保育補助者 市町村長が行う研修等を修了した者。 家庭的保育者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。	国の示す基準のとおり
小規模保育事業に関する基準	小規模保育事業の区分（従） A型、B型、C型とする。 小規模保育事業A型 設備の基準（従） 調理設備を設けること。 設備の基準（参） 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（付近代替地含む）及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。	国の示す基準のとおり

	国の示す基準	熊野町が定める基準(案)
	<p>保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p> <p>職員(従) 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育士の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p> <p>小規模保育事業B型 設備の基準(従) 調理設備を設けること。</p> <p>設備の基準(参) 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p> <p>職員(従) 保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育従事者の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上で半数は保育士とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p> <p>小規模保育事業C型 設備の基準(従) 調理設備を設けること。</p> <p>設備の基準(参) 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、3.3㎡/人以上 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p> <p>職員(従) 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 家庭的保育者1人が保育可能な乳幼児は3人以下とするが、家庭的保育補助者とともに保育する場合の保育可能な乳幼児は5人以下とする。</p>	

	国の示す基準	熊野町が定める基準(案)																										
	<p>利用定員(従) 6人以上10人以下とする。</p> <p>居宅訪問型保育事業に関する基準(従) 居宅訪問型保育事業は障がい・疾病等の程度を勘案して集団保育が困難であると認められる乳幼児に対する保育等を提供する。</p> <p>設備及び備品(参) 必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>職員(従) 家庭的保育者1人が保育可能な乳幼児は1人とする。</p> <p>居宅訪問型保育連携施設(従) 障がい・疾病等の事由により保育を行う場合は、その状態に応じ専門的な支援等が受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>																										
事業所内保育事業に関する基準	<p>利用定員の設定(参) 左欄の利用定員区分に応じ、右欄の乳幼児数を踏まえて市町村が設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳幼児数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人~5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人~7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人~10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人~15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人~20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人~25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人~30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人~40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人~50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人~60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人~70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table> <p>保育所型(定員20人以上に限る) 設備の基準(従) 調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場含む)を設けること。</p> <p>設備の基準(参) 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室、医務室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室の面積は、1.65㎡/人以上 ほふく室の面積は、3.3㎡/人以上 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p> <p>職員(従) 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育士の数は、次に定める数の合計数以上とし、2人を下回ることはできない。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	利用定員数	その他の乳幼児数	1人~5人	1人	6人~7人	2人	8人~10人	3人	11人~15人	4人	16人~20人	5人	21人~25人	6人	26人~30人	7人	31人~40人	10人	41人~50人	12人	51人~60人	15人	61人~70人	20人	71人以上	20人	<p>国の示す基準のとおり</p> <p>乳児室は県の基準にあわせ、3.3㎡/人とする。 そのほかは、国の示す基準のとおり</p>
利用定員数	その他の乳幼児数																											
1人~5人	1人																											
6人~7人	2人																											
8人~10人	3人																											
11人~15人	4人																											
16人~20人	5人																											
21人~25人	6人																											
26人~30人	7人																											
31人~40人	10人																											
41人~50人	12人																											
51人~60人	15人																											
61人~70人	20人																											
71人以上	20人																											

	国の示す基準	熊野町が定める基準(案)
	<p>連携施設に関する特例(従) 連携施設の確保に当たって、集団保育の体験等の連携協力を要しない。</p> <p>小規模型(定員19人以下に限る) 設備の基準(参) 調理設備(事業主が事業場に附属して設置する炊事場含む)を設けること。</p> <p>設備の基準(従) 乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室及び便所を設け、必要な用具を備える。 乳児室またはほふく室の面積は、3.3㎡/人以上 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場(付近代替地含む)及び便所を設けること。 保育室または遊戯室の面積は、1.98㎡/人以上 屋外遊戯場の面積は、3.3㎡/人以上 保育室または遊戯室には必要な用具を備える。 保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法等を遵守すること。</p> <p>職員(従) 保育士、その他市町村長が行う研修等を修了した保育に従事する職員、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部委託、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる)。 保育従事者の数は次に定める数の合計数に1人を加えた数以上で半数は保育士とする。 ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ・満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	
経過措置に関する基準	<p>食事の提供の経過措置(従) この条例の施行の日の前日において児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設(保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設=保育所)もしくは事業を行うものが、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日まで、調理員及び調理設備等の規定は、適用しないことができる。</p> <p>連携施設に関する経過措置(従) 家庭的保育事業者等は連携施設の確保が著しく困難による場合は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>小規模保育事業B型に関する経過措置(従) 家庭的保育者または家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、B型及び小規模型に規定する保育従事者とみなす。</p> <p>利用定員に関する経過措置(従) 小規模保育施設C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	国の示す基準のとおり

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案(別表4)

表中の(従)は従うべき基準、(参)は参酌すべき基準

項目	国の示す基準	熊野町が定める基準(案)
従事する者(従)	<p>指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項各号のいずれかに該当する者(児童の遊びを指導する者)であって、都道府県知事が行う研修を修了した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者経過措置 <p>放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること。</p>	国の示す基準のとおり
職員数(従)	指導員は、2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。	国の示す基準のとおり
施設・設備(参)	<p>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置する。</p> <p>専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。</p>	国の示す基準のとおり
開所日数(参)	<p>開所日数は、年間250日以上とする。</p> <p>開所時間は、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、1日につき平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。</p>	国の示す基準のとおり
児童の集団の規模(参)	<p>児童の集団の規模は、おおむね40人以下とする。</p> <p>児童数がおおむね40人を超えるクラブは、複数の集団に分けて対応するよう努める。</p>	国の示す基準のとおり
その他(参)	設備、食器又は飲用水等の衛生管理、感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止、緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待防止措置、秘密の保持、保護者及び小学校等との密接な連携等について定める。	国の示す基準のとおり

子ども・子育て支援事業計画骨子案について

資料7

<p>次世代育成支援行動計画</p> <p>第1章 計画の作成にあたって</p> <p>第1節 計画策定の背景と趣旨</p> <p>第2節 計画の性格・位置づけ</p> <p>第3節 計画の期間</p> <p>第4節 計画の策定体制</p> <p>第5節 計画の推進体制</p> <p>第2章 子どもを取り巻く環境</p> <p>第1節 地域の状況</p> <p>第2節 人口と世帯</p> <p>第3節 子どもと家庭を取り巻く現況</p> <p>第4節 子育て瀬策をめぐる現状</p> <p>第5節 ニーズ調査結果概要</p> <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>第1節 計画のキーワード</p> <p>3つのキーワード キーワード “安心・安全” キーワード “支え合い” キーワード “のびのび”</p> <p>第2節 計画の基本理念</p> <p>安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子どもを育む熊野町</p> <p>第3節 計画の体系</p>	<p>子ども子育て支援事業計画</p> <p>計画の作成にあたって</p> <p>1. 計画策定の趣旨 少子化対策施策や子ども・子育て3法成立の流れについて記載します。</p> <p>2. 計画の性格・位置づけ 本計画が子ども・子育て支援法第61条に基づくこと、また次世代育成支援対策推進法の考え方を継承した計画であること、総合計画の理念を受けた計画であること等を記載します。</p> <p>3. 計画の期間 平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とすることを記載します。</p> <p>4. 住民参加と情報公開 計画策定に当たり、子ども・子育て会議やニーズ調査結果、事業所ヒアリング等を踏まえたことを記載します。</p> <p>5. 計画の推進に向けて 本計画の進捗を評価する体制や、推進にあたり人権の尊重を基本に留意する旨を記載します。</p> <p>第1章 子ども・子育てを取り巻く現況</p> <p>第1節 少子化の動向 熊野町の人口数や児童数推計を記載します。</p> <p>第2節 家族や地域の状況 世帯の状況や女性の就労率等を記載します。</p> <p>第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況 保育所や幼稚園の状況、保育サービスの状況などを記載します。</p> <p>第4節 次世代育成支援計画の評価 次世代育成支援行動計画策定時に設定した目標について、ニーズ調査結果や事業の実施状況をもとに評価を行います。</p> <p>第5節 子ども・子育てニーズ調査結果概要 主に特徴のみられた調査結果を抜粋して掲載します。</p> <p>第6節 課題のまとめ 統計データや次世代育成支援行動計画の評価、ニーズ調査結果をもとに課題をとりまとめます。</p> <p>第2章 計画の基本理念と基本目標</p> <p>第1節 計画の基本理念 子ども・子育て支援法の理念や基本指針にある子育て支援の意義を踏まえ、計画の基本理念を掲げます。</p> <p>第2節 施策の大綱 計画の骨格について記載します。</p>
--	---

<p>第4章 安らぎの子育て「安心・安全」</p> <p>第1節 子育てに喜びが持てる家庭づくり</p> <p>1 子育て意識の啓発と次世代の親育て 2 男女共同参画の推進</p> <p>第2節 健やかに生み育てるための環境づくり</p> <p>1 母子保健医療体制の充実 2 子どもの健康づくりと疾病予防の充実 3 障害児への療育支援</p> <p>第3節 生活環境の整備</p> <p>1 安全環境の整備 2 ゆとりある住環境の整備</p> <p>第5章 まち全体で育む「支え合い」</p> <p>第1節 地域における子育て支援体制づくり 子育て仲間づくりの支援 地域の育成力の強化 ボランティア活動の推進</p> <p>第2節 保育サービスの充実</p> <p>1 多彩な保育サービスの提供 2 保育所における質の向上のためのアクションプログラム 3 保育施設の整備 4 幼児教育の充実</p> <p>第3節 子育て支援事業の充実</p> <p>1 子育て支援センターの機能強化 2 放課後児童クラブの充実 3 情報提供・相談体制の充実 4 子育て費用の軽減 5 ひとり親家庭の自立支援</p> <p>第4節 職場における子育て支援の促進</p> <p>1 ワーク・ライフ・バランスの実現 2 ファミリーフレンドリー企業の増加促進 3 女性再就職等の支援</p> <p>第6章 力強く健やかな子供に育つ「のびのび」</p> <p>第1節 子どもを育む環境の充実</p> <p>1 子どもの遊び場の確保 2 さまざまな体験活動の促進 3 信頼される学校教育の推進</p> <p>第2節 子どもの権利を尊重した社会の実現</p> <p>1 子どもの権利に関する啓発 2 要保護児童対策の推進</p> <p>資料編</p> <p>1. 用語解説 2. 熊野町次世代育成支援対策推進協議会委員名簿</p>	<p>第3章 事業量の見込みと確保方策</p> <p>第1節 教育・保育の提供区域の設定 国の区域設定についての考え方を記載するとともに、熊野町の区域を記載します。</p> <p>第2節 教育・保育給付 国の報告イメージに沿いながら、事業目標量と確保の内容を記載します。</p> <p>第3節 地域子ども・子育て支援事業 国の報告イメージに沿いながら、事業目標量と確保の内容を記載します。</p> <p>第4章 重点プロジェクト 本計画期間中に特に力を入れて行う取組を重点プロジェクトとして記載します。</p> <p>第5章 施策の展開 子ども・子育て支援法で定められている任意記載項目に加え、次世代育成支援計画の内容のうち第4章に含まれないものについて記</p> <p>《任意記載項目》</p> <p>1. 産後の休業・育休後の教育・保育施設の円滑な利用に向けた取組内容 2. 児童虐待防止やひとり親家庭への支援、障がい児等への支援施策（県との連携内容） 3. 仕事と家庭生活との両立のための雇用環境整備に向けた取組内容（関連団体との連携内容）</p> <p>《筆の都 子ども未来21（熊野町次世代育成支援行動計画【後期計画】）の基本的な考え方》</p> <p>3つのキーワード キーワード “安心・安全” キーワード “支え合い” キーワード “のびのび”</p> <p>資料編</p> <p>1. 熊野町子ども・子育て会議委員名簿 2. 熊野町子ども・子育て会議条例</p>
---	---